

知って得する！ 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの公的な年金「農業者年金」に加入して安心して豊かな老後を！



終身年金で安心！

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円**の保険料補助

加入で大きな節税効果！
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

※農業者年金の加入には、
「国民年金第1号被保険者であること」
「年間60日以上農業に従事していること」
「60才未満であること」
の3つの要件を満たしている必要があります。
※詳しくは、お近くの農業委員会、又はJAへ！

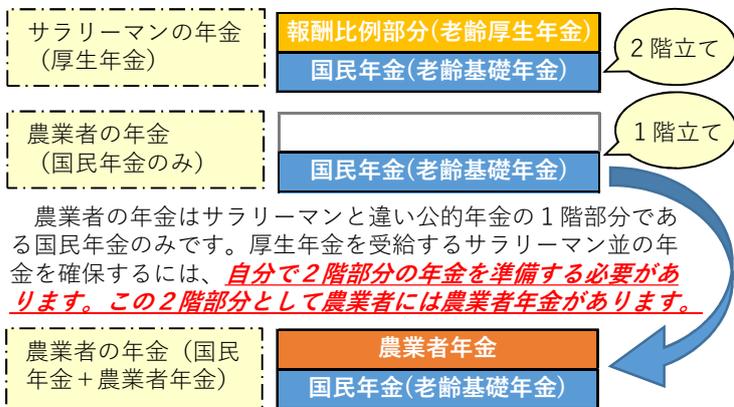


詳しくは… 農業者年金基金 検索
<https://www.nounen.go.jp>

知らないで損！ 農業者年金の税金対策と保険料補助



まず農業者年金ってなに？



農業者年金は支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象です。



今年は豊作で収入が良かったな…
だけど税金が多くかかるのでは…
なにか節税対策はないかな？

前納すれば翌年1年間の保険料も**全額社会保険料控除**に使える！

生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、その**合計額(最高保険料6万7千円の場合は3人分で24万1千2百円)**が経営主の所得から控除できます。

農業者の担い手には、保険料の国庫補助があります。

保険料の国庫補助 を受けるには…

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- **39歳までに加入**
- **農業所得が900万円以下**
- **下記の農業者の担い手要件** を満たせば受けられます。

- ① 認定農業者で青色申告をしている人
- ② 認定新規就農者で青色申告している人
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者、後継者 など

月額最大**1万円**の保険料補助

詳しい内容のお問合せは…

お近くの農業委員会・JAへ！！

でも…加入する条件があるんでしょ？

農業者年金 へは…

国民年金
第1号
被保険者
国民年金保険料
納付免除者を除く

年間60日以上
農業に従事

60歳未満

の方なら**どなたでも**加入できます。

